

議案第47号

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2 稲岡地区地区整備計画区域の部商業業務・流通施設地区の項第14号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第2条第3号」を「第4条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略）			本則・附則（略）		
別表第1（略）			別表第1（略）		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
用途の制限			用途の制限		
ア	イ	ウ	ア	イ	ウ
地区整備計画区域	地区	建築してはならない建築物	地区整備計画区域	地区	建築してはならない建築物
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
稲岡地区地区整備計画区域	商業業務・流通施設地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) (13) (略) (14) <u>物資の流通の効率化に関する法律</u> ____(平成17年法律第85号)第4条第3号に規定する特定流通業務施設 (15) (18) (略)	稲岡地区地区整備計画区域	商業業務・流通施設地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) (13) (略) (14) <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</u> (平成17年法律第85号)第2条第3号に規定する特定流通業務施設 (15) (18) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2の2（以下略）			別表第2の2（以下略）		

議案第 47 号

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市都市計画部建築指導課

制定・改廃の経緯及び内容

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 7 年 4 月 1 日施行）に伴い、所要の改正を行うもの

他自治体の状況等

特になし。

上位計画又は関連計画等

特になし。

根拠法令及び関係法令等

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2
- ・ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号）（令和 6 年 5 月 15 日公布）
- ・ 物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 4 条（令和 7 年 4 月 1 日施行）

条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

国の法改正に伴い条例改正を行うことで、適切な事務執行に資することができる。